

業務委託基本契約書

株式会社 CSI Lead（以下、「甲」という。）と、株式会社イーフロ（以下、「乙」という。）とは、甲が発注元（以下、「丙」という。）との間に締結した下記第2条「個別業務の内容」の委託または請負契約について次の通り基本契約と締結する。

第1条（契約の目的）

甲が本契約に基づき個別業務を乙に委託し乙がこれを受託することに関し、その基本項目を定める。

第2条（個別業務の内容）

甲が乙に委託する業務は、次に定める業務全部または一部とする。

- (1) 交通誘導警備業務
- (2) 雑踏警備業務
- (3) その他警備業務

第3条（個別業務の委託契約成立）

個別業務の委託契約（以下、個別契約という。）は、甲乙間において契約書が締結された時点、或いは、甲の発行する警備依頼書に対し、受託した旨の意思表示を書面にて候に提出した時点にて成立するものとする。なお、個別契約で本契約と異なる定めをした場合には、個別契約が本契約に優先するものとする。

第4条（権利義務の譲渡禁止）

乙は、この基本契約及び個別契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または、継承させてはならない

第5条（第三者への再委託）

1. 乙は、個別契約の義務の全部または一部を第三者に委託するとき、甲に対し事前にその旨を通知し、甲の承諾を得て行う。
2. 乙は、前項に基づく承諾を得て第三者に委託した業務の遂行と結果について、本契約と個別契約に定める義務を免れない。

第6条（監理者）

1. 乙は、甲の行う義務について自己に代わって管理又は指示を行う監理者を定め、乙に通知するものとする。
2. 監理者は、この基本契約書及び個別契約並びに警備依頼書で定める委託要項に定められ

た事項の範囲内において、次の各号の職務を行う。

- (1) 乙に対して警備計画書および警備要領の調整を図ること。
- (2) 丙からの指示を伝達すること。
- (3) 警備業務実施場所における乙のほか協力事業者等との連絡調整を行うこと。
- (4) 乙の行う委託業務に立会い、又は必要な管理を行い、もしくは次条の規定による乙の監督者に対して指示を与えること。

第7条（監督者）

1. 乙は、個別契約に係る業務に関し、技術上その他一切の事務を管理する監督者を定め、甲にその都度通知するものとする。
2. 乙は警備の実施にあたり、乙の警備員に対し、一切の指揮、命令を実施するとともに、管理、指導、教育及び風紀、衛生、規律の維持並びに身元に関する一切の責任を負うものとする。

第8条（検査、引渡し、業務完了）

1. 乙は業務が完了又は部分完了したときは、その旨をもって甲に通知するとともに、事前に甲乙間で協議の上決定した、乙の警備報告書類一式を必要に応じ提出するものとする。
2. 甲は、乙から前項の書類等の提出を受けたときは、直ちにその検査を実施し、適合であると判断した場合、甲は延滞なくその引渡を乙から受けるものとする。但し後刻丙より甲に対し、適正ではない等不適合との判断がなされた場合はこの限りではない。
3. 検査に合格しないときは、乙は、延滞なく補正して甲の再検査を受けるものとする。
4. 前各号に規定する検査に合格した日をもって「業務完了の日」とする。

第9条（著作権）

前条の書類等の著作権は、当該書類等に基づき甲が前条第2項の引渡しを受けたとき、乙から甲に移転するものとする。

第10条（瑕疵担保責任）

業務完了日以降に業務及び書類等に瑕疵が発見されたとき、乙は、無償で補正を行うものとする。

第11条（支払条件）

甲は乙に対し、業務委託の対価として委託料を支払うものとし、支払方法は次のとおりとする。

(1) 委託料

警備委託料は 金 507,738 円 とする。

(うちの消費税及び地方消費税は 46,158 円)

1. 詳細は別紙「発注書」の通りとする。

(2) 支払期限

業務完了日の月末締め翌月末までに支払うものとするが、その業務の特質性などにより、変更する場合もある。その場合の期日は事前に甲乙協議の上これを決定するものとする。

(3) 支払手続き

乙は、第8条に規定する検査合格を受けた契約代金を、月末に締切り請求書を甲に提出し甲は締め切りの翌末までに乙名義の銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

(4) 消費税

当該委託料に掛かる消費税は、消費税法に基づく消費税率を乗ずることにより算出し、委託料に加算して請求する。算出に関し1円未満の端数が出た場合には、端数を切り捨てるものとする。

第12条 (支払代金の相殺)

個別契約により甲が乙から徴収できる金銭債権があるときは、その状況により甲は乙への支払代金を相殺することができる。

第13条 (装具・資機材の負担)

作業に必要な装具・資機材・消耗品等については原則として乙の負担とするが、その業務内容によっては、通常警備業務実施に最低必要な資機材(乙指定の夜行チョッキ・誘導灯・無線機・拡声器・懐中電灯・警戒棒)以外の必要と判断される場合、その都度甲乙協議の上、これを決定するものとする。

第14条 (機密保持義務)

1. 乙は、業務により知りえた甲及び丙の技術上、販売上、その他義務上の機密を本契約期間中はもとより、本契約終了後も第三者に対しては開示、漏洩しないものとする。

また、その他機密を漏洩する疑いをもたれる行為をしてはならない。

2. 乙は、乙の警備員・関係者等に対し、乙と同様の機密保持厳守義務を課さなければな

らない。

第 15 条（損害賠償責任）

1. 乙は業務の遂行に付き、第三者又は甲並びに丙に損害を与えたときは、直ちにその旨を甲に届け出るものとする。
2. 前項の損害が乙の責に帰すべき理由に因る時は、乙はその損害の賠償責任を負うものとする。
3. 乙は、甲と契約を締結するにあたり、必ず適正額の賠償責任保険を付保し、その証券の写しを甲に提出しなければならない。
4. 乙の責に帰すべき事由により、前条に規定する事項に違反し、これに相当する因果関係があると判断される損害を甲または丙が顧客に賠償するに至った場合、乙は、当該損害を賠償する責任を負うものとする。
5. 第 8 条 2 項に規定する引渡前に、警備報告書など必要書類等を紛失したことにより、生じた損害は乙の負担とする。

第 16 条（免責）

乙は、次の各号に起因する損害については、賠償又は補償の責に任じないものとする。

1. 乙は、天災、地変、戦争、暴動、その他不可抗力による場合。
2. 警備対象施設の建造物又は、物品自体の瑕疵に基づく場合。
3. 丙の従業員、下請人、出入り業者等関係者の故意又は、過失に基づく場合。
4. 交通事故等第三者の過失による場合。
5. その他社会通念上、乙の責に帰すべき事由によらないと判断される場合。

第 17 条（業務の変更、中止）

1. 甲は、必要がある場合には業務内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくこれを打ち切ることができる。この場合において個別契約金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議の上別途これを定めるものとする。

第 18 条（技術上の協力）

乙は、第 8 条 2 項規定する引渡し終えた書類等により甲が他の業務を実施するにあり甲の求めがあったときは甲に対して、必要な術上協力を行うものとする。

第 19 条（契約の解除）

1. 甲または乙は 3 か月前に相手方に通知した上で、理由の如何を問わず、本契約および個別契約全部又は一部を解除することができる。

2. 甲または乙のいずれかに次の各号の一に該当する事由が生じた時、相手方はいつでも何らかの催告を行うことなく、本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。
- (1) 本契約または個別契約に違反し相手方より相当期間を定めて催告されたにもかかわらず是正しないとき。
 - (2) 正当な理由なく期間内に契約を履行する見込みがないと判断した場合。
 - (3) 相手方に重大な損害を与え、または重大な危害を与えたとき。
 - (4) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - (5) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申し立てがあったとき。
 - (6) 法的倒産手続きによる手続き開始の申し立てがあったとき、または清算手続きに入ったとき。
 - (7) 支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。
 - (8) 合併、解散または営業の全部もしくは一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - (9) 財産状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
3. 前項により、本契約及び個別契約が解除された場合、甲乙双方とも自己の被った損害について損害賠償請求を行うことができる。

第 20 条（契約の引継）

本契約が期間満了あるいは解約等により終了した後、甲が自ら業務を行いまたは乙以外の業者に委託することによって業務の引継を図る場合であって、甲が要求したときは、乙は甲またはその業者に対して延滞・遺漏なく業務を引き継ぐものとする。

第 21 条（契約期間）

本契約の有効期間は、令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日とする。但し、甲と丙との契約が失効されたときは、これと同様に本契約もその効力を失うものとする。

2. 前項による本契約の失効時に、本契約に基づき締結された個別契約が存在するとき、本契約は当該個別契約の存続期間中有効とする。

第 22 条（警備対象施設の名称・所在地）

各業務における警備対象施設の名称所在地については、甲の発行する警備依頼書に示すものとする。

第 23 条（従事する警備員数・警備日時）

各業務における警備員数・警備日時については、甲の発行する警備依頼書に示すものとし、各業務の現場状況・規模等によっては、警備計画書等に基づく詳細を甲は乙に別途明示するものとする。

第 24 条（服装）

甲の名誉を傷つけることなく、清潔、端正な乙指定の制服制帽を着用するものとする。

第 25 条（従事する警備員の知識・技能）

乙は、各業務の状況に応じて丙または甲の指定する、経験知識・技能（有資格者等）をもった警備員を配置し、その業務の適正実施に務めるものとする。

第 26 条（報告及び事故発生時の措置）

乙は、第 8 条に定める書類の提出の他、警備対象施設で発生した事故・事件・事案・トラブルについては、速やかに甲に報告するものとし、かりそめにも乙固有の利益の為、その報告を隠蔽もしくは実施しないことにより発生した損害については、全て乙の責においてそれを補償するものとする。または人命に関わる事故もしくは重大事件発生の場合は、甲への報告を待たず、応急措置・関係機関への通報など適切な措置を実施するものとするが、その後における丙または甲への報告を免れるものではないとする。

第 27 条（貸与品の管理）

丙より機材・無線機の借用が必要な業務にあたっては、機材・無線機を貸与する場合があるが、その場合乙は甲に貸与品受領の旨を書面で通知すると共に、その保管にあたっては、厳重に管理するものとし、万一紛失、毀損した場合、事由の如何を問わず延滞なく甲に報告し指示を仰ぐと共に、その損害について補償するものとする。

第 28 条（苦情処理）

乙は、各業務を実施するにあたり、苦情を受けた場合その内容を速やかに甲へ報告し、甲の指示により、その処理を乙の責において誠心誠意、可及的かつ速やかに実施し、決して丙または甲の名誉を傷つけてはならないものとする。さらに乙の事業所にその苦情処理に関する受付簿を具備すると共に、その苦情処理に関する監督者を事前に甲に通知するものとする。

第 29 条（協議事項）

本契約に定めがない事項又は本契約の各条項の解釈に生じた疑義についてはその都度甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき解決にあたる。

第 30 条（管轄裁判所）

本契約及び個別契約ならびにそれらに関するすべての契約書における紛争の管轄裁判所は京都地方裁判所とする。

本契約を締結する為、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙